

平成28年度研究成果公開促進費 「研究成果公開発表」、「国際情報発信強化」 及び「データベース」に関するQ&A

この『Q&A』は、研究成果公開促進費のうち、学術団体等が応募する「研究成果公開発表」、「国際情報発信強化」及び「データベース」に関して、皆様から寄せられる質問の一部を取りまとめ、それに対する説明を簡単にまとめたものです。

なお、この『Q&A』は、研究成果公開促進費「研究成果公開発表」、「国際情報発信強化」及び「データベース」の公募、審査及び執行について、理解を深めていただくことに主眼をおいているため、説明は可能な限り簡単に作成しています。

つきましては、一部例外的な内容には対応がなされていない場合もありますので、疑問点等が生じた場合は、公募要領等の関係書類を確認し、必要に応じて、公募要領に記載している問い合わせ先へ確認を行ってください。

目次

公募要領について	1
各種目共通事項	1
研究成果公開発表	2
国際情報発信強化	2
○応募全般	2
○種別	4
○重複応募	4
○対象経費	5
○助成期間	5
○その他	6
データベース	7
計画調書等応募書類の作成について	9
各種目共通事項	9
研究成果公開発表	11
国際情報発信強化	11
計画調書等応募書類の提出について	13
各種目共通事項	13
国際情報発信強化	14
データベース	14
審査について	14

公募要領について

【各種目共通事項】

Q1 公募要領及び計画調書等応募書類の入手方法を教えて欲しいのですが。

A 研究成果公開促進費の平成28年度公募に関する書類の入手については、[日本学術振興会の科学研究費助成事業のホームページ](#)において、公募要領及び書き込みが可能な計画調書、応募カード等のファイルを掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。
なお、パソコン等が利用できない状況等により、ホームページからのダウンロードが困

難な場合は、公募要領に記載されている問い合わせ先にお申し込みいただくことにより、無償（ただし、送料については負担していただきます。）で応募書類一式をお送りしております。

日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ
<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

【研究成果公開発表】

Q2 研究成果公開発表（B）及び（C）の会場は海外でも良いのでしょうか。

A シンポジウム等の会場は日本国内に限定されており、シンポジウム等を海外で行う事は認められておりません。

Q3 研究成果公開発表（C）の招へい旅費について、講演のために外国在住の日本人を招へいした場合にも計上できるのでしょうか。

A 国籍を問わず、海外から演者を招へいした場合には計上可能です。

【国際情報発信強化】

（応募全般）

Q4 平成25年度公募から「学術定期刊行物」から「国際情報発信強化」へ変更となったのは何故ですか。

A 文部科学省に設置されている科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会等における審議において、学術刊行物の電子化の進展とともに、国際競争力の高い学術刊行物の育成が急務とされており、研究成果発表の国際情報発信力を強化すること、オープンアクセスジャーナルの育成を推進する目的から、「学術定期刊行物」を改善し、平成25年度公募から「国際情報発信強化」として公募を行うこととしました。

Q5 「学術定期刊行物」と「国際情報発信強化」は具体的にどのような違いがあるのでしょうか。

A 「学術定期刊行物」は、学術誌を対象に、その刊行に必要となる紙媒体を前提とした直接的な出版費等について助成を行ってきました。

「国際情報発信強化」は、国際情報発信強化のための事業計画（取組）を対象とし、紙媒体の直接出版費等以外にも、国際情報発信力を強化する取組に係る経費について幅広く助成を行うこととしました。

Q6 「国際情報発信強化」の応募対象となる「取組」とは、どのような取組を指すのですか。

A 学術刊行物の国際情報発信力を強化するための取組で、例えば、既に紙媒体で刊行している学術刊行物を電子ジャーナル化したり、電子ジャーナルである刊行物をオー

プンアクセス化する他、単独の学術団体等だけではなく、複数の学術団体等で協力体制をとり、海外のジャーナルに対抗できるようなジャーナルを刊行するなど、これまで行ってきた刊行形態（取組）を更に国際情報発信力を強化するため、これまで行ってない新たな取組を対象とするものです。

Q7 現在、本学会では紙媒体の学術刊行物のみ刊行していますが、その場合でも応募することはできるのでしょうか。

A 紙媒体の学術刊行物を刊行する場合でも応募することは可能ですが、助成の対象となるのは国際情報発信力を強化するための新たな取組についてです。

Q8 複数の学術団体等の協力体制について、具体例としてどのようなものがあるのでしょうか。

A 例えば、研究分野の近い複数の学術団体等で協力体制をとり、これらの分野を統合した新たな学術刊行物を刊行するものや、分野を横断して複数の学術団体等による査読システムを新たに構築するなど単独の学術団体等では困難だったものを、協力体制をとることによって実現可能なものとするような取組が挙げられます。

Q9 複数の学術団体等で協力体制をとって国際情報発信力を強化する取組とありますが、海外の学会と協力して行う取組も応募ができるのでしょうか。

A 複数の学術団体等で協力体制をとる場合に、海外の学会にも協力してもらう体制をとって応募することは可能です。ただし、研究成果公開促進費の目的・性格にあるように、我が国の学術の振興と普及に資するものであるため、応募の主体となる複数の学術団体等から成る連合体の所在地は日本国内にあるものに限りま。

Q10 「応募総額」とありますが、どのような額でしょうか。

A 「応募総額」とは5年間の助成期間全体での応募額となります。よって、各年度の単年度毎の応募額ではありませんので、ご注意ください。

また、この応募総額によって応募できる区分が異なってきます。

「国際情報発信強化（A）」及び「オープンアクセス刊行支援」は5年間の助成期間全体で2,000万円以上の応募額となるもので、「国際情報発信強化（B）」は5年間の助成期間全体で100万円以上2,000万円未満の応募額となります。

Q11 オープンアクセス化を一部盛り込んだ取組を「国際情報発信強化（B）」として応募することはできるのでしょうか。

A オープンアクセス化を含む取組を「国際情報発信強化（A）」または「国際情報発信強化（B）」として応募することは可能です。この場合、助成期間全体の応募総額が100万円以上2,000万円未満であれば「国際情報発信強化（B）」で応募することとなります。

なお、オープンアクセス刊行支援の区分に応募する場合は、新たにオープンアクセス刊行を行うものに対するスタートアップ支援をするものです。よって、平成28年度応募の対象となるものは、公募要領に記載しているように、平成26年9月～平成30年10月末頃までに、オープンアクセス刊行するものを対象としています。

Q12 「審査希望分野」を複数選択したいのですが、構いませんか。

A 「取組内容が広い分野にまたがる」場合は、審査希望分野の人文・社会系、理工系、生物系の中から複数の分野を選択し、「広領域」として応募することができます。

(種別)

Q13 種別Ⅱは「種別Ⅰ以外の学術刊行物に関する情報発信力強化の取組」とありますが、具体的にはどういった取組でしょうか。

A 種別Ⅰは「掲載する内容がすべて英文の学術刊行物」としており、英文率100%の学術刊行物に関する取組を指します。よって、種別Ⅱは英文率100%未満の学術刊行物に関する取組となります。これは、「学術定期刊行物」の「欧文抄録を有する和文誌」に相当するものです。この種別Ⅱは、原則として人文・社会科学領域における取組を対象とし、和文の原著論文の全てについて、英文の研究抄録又は翻訳を有するものとしています。

これまで、人文・社会科学領域の分野で「学術定期刊行物」に英文率が50%以上100%未満であった学術誌で「欧文誌」の区分に応募していた学術刊行物は、この種別Ⅱで応募することになります。

なお、外国語は英文を基本としますが、英文以外の外国語を用いる学術刊行物でも応募は可能です。英文以外の外国語の場合は、その外国語を用いる理由を計画調書に記載する必要があります。

(重複応募)

Q14 1つの学術団体としては1件しか応募できないのでしょうか。

A 1団体として応募できるのは同一の応募区分には1件です。ただし、「国際情報発信強化(A)」と「国際情報発信強化(B)」は同一目的の区分で、応募総額が違うものであるため、「国際情報発信強化(A)」又は「国際情報発信強化(B)」のうち1件のみ応募できます。他方、「オープンアクセス刊行支援」の区分は「国際情報発信強化(A)」及び「国際情報発信強化(B)」とは目的が違うので重複応募が可能です。

Q15 重複応募する場合に、「対象とする学術刊行物及び応募対象経費の内容に重複がないもの」とありますが、別々の組織から、同じ刊行物に関する別の取組として応募することはできるのでしょうか。

A 1つの学術団体が単独の学術団体として応募する取組と、複数の学術団体等で協力して応募する取組の2つの取組に重複応募することを可能としていますが、これは、単独で行う取組内容と、複数の連合体で行う取組内容について、取組を行う団体が別の団体であると位置付けるとともに、異なる取組については重複応募を可能としたものです。よって同じ刊行物であっても、取組内容が異なるのであれば、応募することは可能ですが、同じ学術刊行物に対して、全く同じ取組内容であったり、同じ経費を計上し、別々の団体から重複して応募したりしないよう注意する必要があります。

(対象経費)

Q16 応募対象経費は「国際情報発信力の強化を行うための取組に必要となる経費」とありますが、対象経費として計上する際に留意する点がありますか。

A 国際情報発信力の強化のための新たな取組に必要となる経費には、学術刊行物の刊行に必要な印刷費等も含めることができますが、取組の実施と直接関係のない学術団体そのものの経常的経費は要求できないことに留意する必要があります。

Q17 経常経費に学会誌の発行が含まれている場合、補助金から学会誌の刊行費は支出できないのでしょうか。

A 国際情報発信力を強化する取組に使用するために必要な学会誌の発行費用については、補助金より支出できますが、学会員への配布用といった当該取組とは関係ない目的の発行費用については補助金より支出できません。

Q18 国際情報発信強化について、現在、オープンアクセスの経費は経常経費としていますが、経常経費を上回る部分について応募することは可能でしょうか。例えば、経常経費として論文20本を出しているとする、30本に増やせば、その差の10本分を新たな取組として補助金に応募することは可能でしょうか。

A 前提として、学会の経常経費に本補助金は支出できません。取組としては、①「新たな論文10本について国際情報発信力を強化する取組を計画する。」②「すでに確保されている20本とあらたな10本の合計30本を用いた国際情報発信力を強化する取組を計画する。」といった例が考えられます。国際情報発信力の強化のために必要となる経費に補助金の支出を可能としているものです。

Q19 対象となる経費の具体例について、記入要領には旅費として編集委員会開催に係る旅費と記載されているが、これに限定されているということでしょうか。

A 記入要領には具体例として記載されています。国際情報発信力を強化する取組に必要とされる旅費（国際会議・シンポジウムでブース出展等）であれば、用途を限定していませんので、取組を実施する上で必要な費用を計上してください。

(助成期間)

Q20 助成期間は「5年間」とありますが、1～4年間で応募できるでしょうか。

A 5年間以外での応募はできません。

Q21 助成期間について、「単年として採択することがあります。」となっていますが、何故でしょうか。

A 「国際情報発信強化」は助成期間を5年間としておりますが、例えば、応募された取組の内容は採択に値するが、他の取組と比較して5年間の計画として内約を与えるには優先度が低いものについては、単年で採択することがあります。この場合翌年度に改めて応募いただくことは可能です。

(その他)

Q 2 2 「学術定期刊行物」では事業の収支が黒字になった場合に交付決定額を減額することとなっていました。が、「国際情報発信強化」でもこのようなことがあるのでしょうか。

A 「学術定期刊行物」は、学術誌の刊行に不可欠な出版費用を助成していたので、事業全体の収支にかかる記載を求め、事業の収支が黒字の場合は交付決定額を減額していましたが、「国際情報発信強化」は優れた取組を評価し、必要な経費を助成するものであり、適切な執行が行われていれば、交付決定額を減額するようなことはありません。

Q 2 3 国際情報発信強化の対象について、電子化することを前面に押し出した方が優先的に採択されるということでしょうか。
また、オープンアクセス化を実施済みの学会で、どのような課題が採択されたのか、実績は公開されているのでしょうか。

A 電子化を前面に押し出した方が優先的に採択されるということはありません。新たに国際情報発信力を強化する取組内容について、総合的に審査を行います。

既にオープンアクセス化を実施済みの学会において、外国人編集委員の割合を増やす、海外でブース等を出展するなどの取組を行う等が評価されて採択されているところもあります。

なお、これまでの採択一覧は、「日本学術振興会 科学研究費助成事業 研究成果公開促進費」のホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

研究成果公開促進費ホームページ「採択一覧」

http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/13_seika/index.html#seika

Q 2 4 英語を使用した学術刊行物を用いて国際情報発信強化する取組しか評価されないのでしょうか。

A 英語を使用しない学術刊行物を用いて国際情報発信強化する意義等について記載してください。提出された応募書類に基づき、国際情報発信強化の適切性、妥当性等について審査を行います。

平成27年度事業については種別Ⅱ（日本語を含む学術刊行物）の課題は5件採択されています。

なお、これまでの採択一覧は、「日本学術振興会 科学研究費助成事業 研究成果公開促進費」のホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

研究成果公開促進費ホームページ「採択一覧」

http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/13_seika/index.html#seika

Q 2 5 今回応募して不採択となった場合は翌年度に再度応募することは可能でしょうか。

A 今回不採択となった場合でも、翌年度に再度応募することは可能です。なお、翌年度応募する際は、助成期間5年間の計画として応募してください。4年間での応募はできませんのでご注意ください。

Q26 著作権ポリシーとは具体的にどのようなものでしょうか。

- A 刊行したジャーナルに掲載された論文について、他の媒体により公開する場合（著者の所属機関の機関リポジトリに登載する、又は、著者自身が HP などに掲載することなど）について、学協会等が定める方針や条件のことです。公開する場所、時期、論文の版などによる定めが想定されます。ジャーナルの著作権ポリシーを登録したデータベースがありますのでご参照下さい。

「学協会著作権ポリシーデータベース」
<http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>

Q27 「国際情報発信強化」の著作権に関するルールとは、図書館リポジトリに関するルールのようなイメージでよいのでしょうか。

- A 図書館リポジトリに論文の掲載を認める場合のルールと同様です。詳細については、A27をご覧ください。

【データベース】

Q28 「審査希望分野」を複数選択したいのですが、構いませんか。

- A 「データベースの内容が広い分野にまたがっている」又は「参考となる関連専門分野に該当するものがない」等の場合は、複数の「審査希望分野」を選択し、**「広領域応募」と**することができます。このような場合は、それぞれ異なる「系」に属する「審査希望分野」を3つまで選択することが可能です。（「公募要領27頁(5)②参照」）

Q29 「平成28年度研究成果公開促進費審査希望分野表Ⅱ」の参考となる関連専門分野に該当がないため、「審査希望分野」を選ぶことができない場合は、どうすればよいですか。

- A 当該専門分野に最も近いと思われる「審査希望分野」を選択するか、あるいは「広領域」として応募してください。（選択した「審査希望分野」で審査されます。）（「公募要領27頁(5)②参照」）

Q30 「データベース」の応募に当たり、「事業期間」は何年と考えればよいでしょうか。

- A この「事業期間」とは、**科研費を受けて実施しようとする補助事業の「事業期間」**を示しているものであり、データベースの「作成期間」とは異なります。
例えば、平成27年度に1年間の事業期間として採択されている場合（平成28年度以降の継続の内約を受けていない場合）は、平成28年度の応募に際しては、改めて事業期間を設定しなければなりません。「データベース」の場合は平成32年度までの5年以内での事業期間での応募が可能です。（ただし、採択に当たっては、複数年度の事業期間で応募しても内約が付されない場合や、応募した事業期間よりも短い期間の内約が付される場合もあります。）

既に複数年度の内約を受けているデータベースの継続課題については、その内約期間が事業期間となります。例えば、平成27年度から平成29年度までの3年間の継続の内約を受けている場合には、事業期間は3年間となりますので、平成30年度以降について所

要経費を要求する（交付申請する）ことはできません。（公募要領30頁IV参照）

なお、科研費（研究成果公開促進費）は競争的資金ですので、長期にわたって採択されてきた実績がある場合であっても、今回の審査の結果、採択に至らないことがあります。

Q31 学術団体等で、我が国における研究活動が国際的に主導的な立場にある分野の論文等を集めた文献データベースを作成したいのですが、学術誌データベースの公募は行わないのですか。

A 学術誌データベースは、「我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等（以下「学術団体等」という。）が作成するデータベースで、学術団体等が発行する学術誌の過去の掲載論文等のアーカイブを構築するもの」として、平成27年度まで応募を実施していましたが、平成28年度より新規の応募・採択は実施しないこととなりました。

なお、上記質問の場合では、多方面から論文等を収集し、データベース化するものに該当するため、平成28年度「データベース」として応募することは可能です。

Q32 データベースを作成するには様々な経費が必要ですが、対象となる経費は限られているのでしょうか。

A データベースにおいて、対象となる経費は以下のとおりです。

データベースの作成に直接必要となる経費

- ① 入力作業協力に対する人件費・謝金（入力作業への協力をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費に限る）
- ② 入力作業委託費
- ③ 著作権使用料
- ④ 国内連絡旅費
- ⑤ 消耗品費
- ⑥ CD-ROM又はDVD-ROM等作成委託費のうち以下のもの
マスター作成代、ディスク代、製版代
※ CD-ROM又はDVD-ROM等作成委託費については、公開目的のものを対象とします。
- ⑦ その他（ただし、以下のものに限られます）
複写費、現像・焼付費、通信費、運搬費 等

「データベースの作成に直接必要となる経費」とは、データベース化する対象物を、データベースに入力し、データ化するために必要となる経費となります。

このため、システムを構築するための経費や、書籍購入費、インターネット上での公開に係る経費（サーバレンタル費用等）は、上記の費用に含まれません。

平成28年度に「入力作業委託費」を計上し、かつ、委託費が競争入札を要する契約に該当する場合には「**入力作業委託費見積書**」を必ず提出してください。また、応募する事業期間中に「CD-ROM又はDVD-ROM等作成委託費」を計上し、かつ、委託費が競争入札を要する契約に該当する場合には「**CD-ROM又はDVD-ROM等作成委託費見積書**」を必ず提出してください。なお、「**CD-ROM又はDVD-ROM等配布先一覧**」は、作成委託費を計上する場合には必ず提出してください。

【競争入札を要する契約】

- ・入力作業委託、その他に係る契約が、1件につき100万円を超える場合。
- ・消耗品費の購入に係る契約が、1件につき160万円を超える場合。

- ・CD-ROM、DVD-ROM等作成委託に係る契約が、1件につき250万円を超える場合。
(公募要領19頁、25～26頁参照)

Q33 謝金の積算に当たって、単価はいくらにすべきでしょうか。

- A データベースの入力作業協力者への謝礼として、謝金を支払うことができます。
謝金の支払いに当たっては、謝金があくまでも役務等に対する対価として支払われるものであるという点に注意し、説明責任の果たせるような妥当な金額としてください。
学術団体等において、謝金の支払いについてのルールを定めている場合は、そのルールに従って支払っても差し支えありません。

計画調書等応募書類の作成について

【各種目共通事項】

Q34 応募書類の作成は、応募者が行う必要があるのでしょうか。

- A 応募書類の作成については、応募の内容を把握している方であればどなたでも構いませんが、最終的に、応募者は、事業内容及び応募書類等の内容を把握し、責任を持っていただく必要があります。

Q35 記入欄が不足しており書ききれないのですが、様式に手を加えて、記入枠を広げてもよいでしょうか。

- A 応募書類は、**所定の様式どおりに作成してください。**（公募要領21頁、22頁、25頁等参照）

ホームページからダウンロードした様式について、応募者の判断で枠を広げたり、枠を追加したりすることは認められませんので、ご注意ください。

記入欄に書ききれない場合であっても、以下の記入項目を除いて、新たに用紙を追加することも認められません。

- ・【データベース】の計画調書「25 経理管理事務体制」

Q36 計画調書の提出後に、応募者となっている当会の会長が交替することが既に決定している場合、応募者はどちらにすべきでしょうか。

- A 応募時点（計画調書等応募書類の提出時）において、応募代表者となるべき者の氏名により応募を行ってください。本ケースの場合は、交替前の会長（現会長）が応募者となります。

Q37 連絡・照会先には、どのような役職の者を記入すればよいでしょうか。

- A 応募内容を把握しており、**随時、責任をもって**回答できる方（応募者本人、事務担当者等のいずれでも構いません）を記入してください。
なお、単なる連絡の取次のみで内容を把握していない方、長期間外国出張する等、随時

連絡をとることが困難な方を記入するのは避けてください。

Q38 応募カードについて、枠（セル）の数が足りない場合はどうしたらよいでしょうか。

- A 記入可能な範囲内で記入してください。枠が足りない場合は、足りない部分は記入の必要はありません。（記入に当たって疑問点等が生じた場合は、日本学術振興会に相談してください。）

Q39 計画調書は、必ず両面印刷（コピー）し、左側を「のり付け」の状態、提出しなければなりませんか。

- A 計画調書は、**正本・副本共に、必ず両面に印刷（コピー）**し、クリップ留めの副本1部を除き、剥がれないように左側を「のり付け」で提出しなければなりません。

例えば、片面に印刷したものを張り合わせたり、片面のみに印刷したものでは、提出された膨大な量の応募書類を綴じて審査用の冊子にした際、その分だけ厚くなり審査に支障を来すこととなります。

また、同様に、「のり付け」ではなく、ホチキスどめでの提出を認めた場合、提出された膨大な量の応募書類を綴じて審査用の冊子にすると、ホチキスどめの部分だけが厚くなってしまい、審査に支障を来すこととなってしまいますので、ご協力をお願いします。

- * なお、**応募カードは**、審査資料を作成するに当たり民間企業に委託して電算処理するための様式です。したがって、業者に委託した際に誰の応募書類か分からなくなないように左側をしっかりと「のり付け」し、また、電算入力処理の都合上、**片面印刷**での提出をお願いしております。

Q40 公募要領及び作成・記入要領に、「計画調書及び応募カードに誤記入、記入漏れ、あるいは不明瞭な点がある場合には、審査の対象外となる」旨記載されていますが、審査の対象外となる具体的なケースについて教えてください。

- A 審査の対象外となるケースとは、提出された応募書類を基にして実際に審査に付することが極めて困難である場合や、採択されたとしても科研費を交付することができないような場合のことであり、具体的には、

- ① 「審査希望分野」の未記入、誤記入がある場合
- ② 公募要領に示す公募の条件に反する場合（補助要求額が0円である場合を含む。）
- ③ 応募カードへの転記ミスにより、①又は②の状態となっている場合

※応募カードに基づいて審査資料を作成する（公募要領21頁～28頁参照）ため、計画調書と応募カードの記載内容が異なる場合は、応募カードの記載内容により判断されます。

- ④ 必要な提出書類が提出されていない場合

が該当します。例としては、以下のようなものがあります。

- * 例：・研究成果公開発表や国際情報発信強化について、各区分で定められた応募総額の範囲外の金額が記入されている。
・国際情報発信強化について、5年間以外の助成期間で計画調書に記入している。
・データベースについて、同一の「系」（人文科学系、社会科学系、理工系、生物系）に属する審査希望分野から2つ以上の審査希望分野が選択され、その番号が記入されている。

なお、審査の対象外とはならなかった場合であっても、誤った状態で審査に付されることとなりますので、誤記入、未記入、転記ミスや単位換算の誤り等がないように十分にご留意いただくと共に、公募要領、計画調書及び応募カードの作成上の注意等についても十

分確認してください。

また、応募カードの電算処理等を行った結果、審査の対象外となるような事項が発見されたとしても、個別に日本学術振興会から応募者へ確認をとることはありません。公平かつ迅速な審査を行い、審査結果を早期にお知らせするとともに、科研費の早期交付のために必要な措置ですので、ご理解願います。

応募書類の作成・提出に当たっては「事前確認シート」を参照し、作成した応募書類に不備がないかを必ず確認してください。

Q 4 1 応募者職名・氏名欄への押印は、学会等の団体印（公印）を使用した方がよいのでしょうか。

A 押印をする際には、応募団体の職印を使用してください。なお、職印がない場合は、個人印を使用して下さい。

【研究成果公開發表】

Q 4 2 研究成果公開發表（B）の計画調書「14 過去3年間に実施した青少年・社会人対象のシンポジウム・学術講演会開催状況」について、支部で実施する講演会を応募する場合は支部としての実績を記入するのでしょうか。また、枠内に書き切れない場合はどうしたらよいのでしょうか。

A 支部としての実績を記入してください。

計画調書には様式の枠内に直近のものから記入可能な範囲で記入して、枠の拡張等できません。

【国際情報発信強化】

Q 4 3 現在は複数の学術刊行物として個別に刊行していますが、3年後に1つの学術刊行物に統合する予定の場合、計画調書にどのように記載すれば良いのでしょうか。

A 取組名称、学術刊行物の名称は、最終的に達成する内容を記載していただくものなので、統合した時の名称を記載することになります。現時点での複数の学術刊行物については、計画調書「16 国際情報発信強化の取組の実施計画・方法」欄に記載することとなります。

なお、3年目に中間評価を実施するため、3年目までに統合するといった目標設定が望まれますが、3年目に提出いただく予定の事業の進捗状況に関する書類に、統合が未達成であった場合、評価に影響が出ることが考えられます。

Q 4 4 複数の学術刊行物に関して1つの取組として応募する場合、計画調書及び応募カードに全ての学術刊行物の名称を記載できませんが、どのようにすれば良いのでしょうか。

A 複数の学術刊行物を用いた取組について、全ての学術刊行物を記載できない場合は、代表的な学術刊行物について記載できる分を記載し、記載しきれない学術刊行物については「その他〇〇誌」と学術刊行物の数を記載してください。

詳細は、計画調書の「16 国際情報発信強化の取組の実施計画・方法」の欄に記載してください。

Q 4 5 計画調書の21～23の会計状況を記載する欄について、どのように記載すれば良

いでしょか。

A 取組要求額とは別に今回応募の学術刊行物の発行事業全体における会計状況を把握するための欄ですので、当該学術団体等で承認する収支決算書や予算書等の金額に基づき記載してください。

なお、平成28年度見込みを記入する際は、今回の応募が採択された場合を想定した収入を記載してください。

Q46 「学術定期刊行物」では直接出版費の見積書の提出が必要でしたが、「国際情報発信強化」では必要ないのでしょうか。

A 「国際情報発信強化」では、直接出版費以外にも国際情報発信力を強化する取組にかかる経費について幅広く支出を可能としているため、直接出版費の見積書の提出は求めていません。ただし、安価に抑えるための方法や経費の根拠は必要ですので、計画調書の「20補助要求額の妥当性・必要性」に記載し、説明できるようにしておいてください。

Q47 今年度、5年計画のうち1年のみ採択された場合、次年度は新規に応募すると思われませんが、初年度応募時の2年目以降の内容を盛り込んで計画調書を作成してもよいのでしょうか。それとも、内容は新規に考えなければならないのでしょうか。

A どちらでも応募可能です。いずれの場合も5年間の計画を記載してください。5年計画のうち1年のみ採択された場合であっても、改めて、5年間の取組を審査します。

Q48 計画調書1頁「5 連絡・照会先」について、大学の教員でも、所属・職名は、学会での所属を記載するのでしょうか。

A 国際情報発信強化は、学術団体等の代表者が応募資格者ですので、「5 連絡・照会先」については、学会での職名を記載してください。

Q49 計画調書8頁「22 発行事業に関する支出」、「23 発行事業に関する収入」について、該当するジャーナルの全ての支出・収入を記載する必要がありますか。また、収支に差額があってもよいですか。

A 該当するジャーナルの発行事業に関する支出・収入については、収支に差額がある場合も、実際の金額を記入してください。会員収入を当該学術刊行物の購読料に充当している場合は、「会費収入から組み入れ」と記載し、充当額を収入欄に記載してください。「会費収入から組み入れ」とした場合でも、なお、収支に差額がある場合にはそのままの額を記載してください。

Q50 計画調書9頁「26 会員数」～「31 学術団体等の活動状況について」は、会計年度で記載するのでしょうか。

また、アクセス数というのは、どこにアクセスされた場合の数字を記載すればよいのでしょうか。

A 学会等の会計年度での数値を記載してください。アクセス数は、学会等のホームページの論文掲載ページへのアクセス数を記載してください。また、J-stage 上でも公開し

ている場合は、そちらへのアクセス数も合算してください。

Q51 計画調書9頁「28 学術的質の保証のための組織的な体制の整備について」は、レフェリー制に関して記載する項目ですが、この「レフェリー制」について、何を記載したらよいのでしょうか。

A 公募要領10頁「(1)対象」として「研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの国際情報発信力を強化する取組。」としています。計画調書「28 学術的質の保証のための組織的な体制の整備について」は、この「質の保証のための組織的な体制について」記載する欄です。

例えば投稿された論文に対し、査読の規程が定められている場合です。レフェリー制に限らず、論文の審査に関する規程が整備されていれば、「レフェリー制等はないが、他に審査に関する規程等がある」欄にチェックを入れて、該当する規程の名称等を記載してください。

【データベース】

Q52 計画調書6頁「23 競争入札に係る実施又は準備の状況」について、一般競争入札はいつまでに行う必要がありますか。また、一般競争入札を実施したが不調に終わった場合はどのように記載したらよいのでしょうか。

A 一般競争入札は、採択後当該事業を開始しようとする時までに行ってください。

また、一般競争入札が**不調に終わった場合は、入札公告日、入札説明会開催日及び競争入札実施日とともに、一般競争入札に付したが不調により随意契約を行う旨を具体的に記載**してください。

なお、この場合でも、当初の一般競争入札を実施した際の入札公告、入札説明書及びその他関係書類は適切に保管しておく必要があります。

計画調書等応募書類の提出について

【各種目共通事項】

Q53 事務局が受付場所より遠方のため、郵送で応募書類を送っても構いませんか。

A 構いません。

ただし、特定記録、小包、簡易書留、宅配便等、**配達証明**できる方法で送付してください。（日本学術振興会にて、応募書類の到達状況を個別に確認することはできませんので、あらかじめご了承ください。）

また、**提出期間内（平成27年11月10日（火）～平成27年11月13日（金））に到着するように余裕をもって発送してください。**提出期間前及び期間後に到着したもののについては、受理しません。（ただし、送付された応募書類のうち、平成27年11月12日（木）までに発送したことが証明できる場合に限り、平成27年11月16日（月）に到着したもので受理します。）（公募要領5～6頁参照）

Q54 計画調書等提出後、計画調書等応募書類に一部誤記入があったため、修正したものに差し替えをしたいのですが、どうすればよいのでしょうか。

A 日本学術振興会に応募書類を提出し、**受付が行われた後に訂正・再提出、追加提出及び差し替え等を行うことは一切できません。**そのため、提出する前に、十分な確認を行ってください。

また、必要な提出書類についても、下記 URL に掲載している『提出確認票』を活用する等して、提出漏れ等のないようにしてください。

研究成果公開促進費ホームページ「公募要領・計画調書」

http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/13_seika/keikaku_dl.html

【国際情報発信強化】

Q55 5年間の内約を受けていますが、今回、応募書類を作成し、提出する必要はあるのでしょうか。

A 継続事業課題については、応募書類の提出は必要ありません。ただし、事業計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類を提出する必要があります。

【データベース】

Q56 平成28年度より作成を開始するデータベースであり、まだ利用規程を整備していないため「その他の審査資料」として提出できません。応募は可能でしょうか。

A 応募に当たっては、計画調書、応募カードの他に、提出しなければならない「その他の審査資料」があります。（[公募要領25頁参照](#)）

原則として、全ての審査資料を提出する必要がありますが、本ケースのように、やむを得ない事情により提出できない場合もあります。

その場合は、計画調書6頁（データベース）の最下欄の「*「その他の審査資料」の未提出理由」欄に、提出ができない理由を必ず記入してください。本欄の記入なく、「その他の審査資料」の提出がなかった場合は、**審査の対象外**となることがあります。

Q57 平成27年度の交付内定通知において、既に平成28年度分の内約を受けている場合であっても、今年度（平成28年度応募）の計画調書等を提出する必要があるのでしょうか。

A 平成27年度の交付内定通知において平成28年度の配分予定額の内約を受けている場合であって、平成28年度の計画に大幅な変更を行わないものについては、改めて計画調書等の応募書類を提出する必要はありません。（ただし、平成28年度の科研費の交付を受けるためには、交付内定通知受領後、交付申請書等の必要書類を作成・提出する必要があります。）

（[公募要領30頁IV参照](#)）

審 査 に つ い て

Q58 審査はどのような組織で行われているのでしょうか。またどのような構成（人数）になっているのでしょうか。

A 日本学術振興会科学研究費委員会成果公開部会において審査が行われます。

詳細については、日本学術振興会ホームページに掲載している評価ルール（「**科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程**」）を参考にしてください。

Q59 審査結果はいつ頃通知されるのでしょうか。

A 研究成果公開発表及びデータベースについては、4月上旬に、採択・不採択（審査の対象外となったものを含む。）の結果を書面にてお知らせする予定です。

また、審査の結果、不採択となった課題に対しては、日本学術振興会科学研究費委員会成果公開部会による応募事業課題に対する所見を、参考までにお知らせすることとしております。

国際情報発信強化については5月に、採択・不採択（審査の対象外となったものを含む。）の結果を書面にてお知らせする予定です。

また、国際情報発信強化（A）及びオープンアクセス刊行支援については、日本学術振興会科学研究費委員会成果公開部会による応募事業課題に対する所見を、国際情報発信強化（B）の応募者で、採択されなかった場合における書面審査の結果の開示を希望する者には、おおよその順位、応募事業課題の各評定要素に係る審査委員の素点（平均点）及び採択された応募事業課題の平均点をお知らせすることとしております。